

【 訪問看護・予防訪問看護 重要事項説明書 】

1、当事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	健生会きょうりつ訪問看護ステーション
所在地	東京都八王子市東町2番3号 3階
東京都指定事業者番号	1362990432
その他のサービス	なし
サービスを提供する地域	八王子市（高月町・宮下町・戸吹町・美山町・小津町を除く） 日野市（多摩平、程久保、平山） 多摩市（多摩センター・永山） （上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい）

(2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	合計
管理者	看護師	1		管理業務	1
従業員	看護師	1	7	訪問看護	8
	理学療法士	1	0	訪問看護	1
	作業療法士	0	0	訪問看護	0
	言語聴覚士	0	0	訪問看護	0
	事務	0	1	事務	1

(3) 提供時間帯

	通常時間
平日	9:00 ～ 16:30
土曜日	9:00 ～ 12:30

休業日
日曜・祭日
12/29～1/3

2、訪問看護サービスの内容

訪問看護は、看護師等が利用者様のご自宅または居宅を訪問して、病気や障害のため在宅での療養生活に支障があり、支援を必要とされる方への看護またはリハビリを行うサービスです。

当事業所は、訪問内容がリハビリテーションを中心としたものであった場合、看護業務の一環として、看護職員の代わりに理学療法士等が訪問し、看護職員と理学療法士等が情報の共有を行ない、状態について適切な評価を行います。

●具体的内容

- ①病状・障害の観察、②食事・※1排泄等療養上の世話、③清拭・洗髪等による※2清潔の保持、④褥創の予防・処置、⑤リハビリテーション、⑥認知症患者の看護、⑦ターミナルケア、⑧療養生活や介護方法の指導、⑨カテーテルの管理、⑩医師の指示による医療処置・服薬管理、⑪その他

※1、※2…医療処置をとみなわない排泄介助による訪問や、更衣・オムツ交換のみによる訪問は訪問介護(ヘルパー)による訪問サービスの範囲となっております。

3、利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付を利用する場合は、法令の定めにより算出される金額です。

注1 詳細は「サービス利用票」(以下 利用票)の利用票別表にてご確認ください。

注2 料金設定の基本となる時間は、実際の提供時間ではなく、利用者のケアプランに定められた目安の時間を基準とします。

注3 ケアプランにない訪問看護の提供の場合は、原則、自費料金となります。金額は別紙利用料金一覧表をご参照ください。

注4 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合は、一旦介護保険適用外の料金(基本料金)をいただき、提供証明書を発行いたします。提供証明書を後日、市の窓口へ提出し、差額の払い戻しを受けることができます。

(2) 交通費

前記1の(1)の提供実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、タクシー等利用の場合には交通費の実費をいただきます。

(3) 利用料金の支払方法

お支払い方法は、利用者、またはご家族の預金口座からの自動引き落としを原則とさせていただきます。ただし、直接現金による集金も行っておりますのでご相談下さい。尚、現金による集金は翌月の最初の訪問日を基本とさせていただきます。

4、当事業所の訪問看護の特徴等

(1) 運営の方針

当事業所は、主治医の訪問看護指示書にもとづき、認定委員会意見に配慮して訪問看護・予防訪問看護を行います。

また、介護保険法に定められたケアプランに沿って訪問看護・予防訪問看護を提供します。尚、利用者がケアプランなどの変更を希望する場合は、居宅介護支援事業者または地域包括支援センターへの連絡、その他必要な援助を行います。

訪問看護の提供に際し、要介護認定等が行われていない場合には、利用者の意志を踏まえて、速やかに申請が行われるよう必要な援助をします。

(2) 利用に当たっての当事業所の整備事項など

事 項	有無	主 な 内 容
従業員への研修の実施	有	採用時研修、および継続的に研修を実施します。
業務基準、マニュアル	有	必要時、適宜、見直しをおこなっています。
24時間の対応	有	緊急時には電話により、24時間常時連絡・相談をおこないます。

5、緊急時の対応方法

訪問看護の提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

6、同行訪問など

当事業所は、在宅医療、福祉分野の人材育成を行っておりますので、現場実習等のご協力をお願いすることがあります。

7、サービス提供中における事故発生時の対応

事故の発生に当たっては、当事業所の運営規程、事故処理基準などにもとづいて、事実確認、当該関係機関・事業所、利用者家族との連絡などを実施し適切に対処します。また、事故発生の原因分析や事故防止の対策を講じることにより、その再発の防止に努めます。

8、損害賠償について

当事業所が利用者に対して賠償すべきことが起こった場合は、契約書本文第9条にもとづき、適切な手段をもって賠償をいたします。そのために、次の保険に加入します。

- 保険会社 三井住友海上火災保険株式会社
- 保険の内容 事業者賠償責任保険 訪問看護
- 保険の対象 対人、対物、管理下財物、人格権侵害

9、相談・苦情の窓口

(1) 当事業所利用者相談・苦情担当

提供したサービス、または居宅サービス計画に基づいて提供された訪問看護に関する相談や苦情の申し立てがある場合には、以下までご連絡下さい。

担 当 者	井 上 友 美
電 話 番 号	042-645-6373

(2) 当事業所以外に、各市・団体の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

市・団体	担当窓口	電話番号
八王子市	高齢者福祉課	042-620-7420 (代表)
日野市	介護保険課	042-585-1111 (代表)
多摩市	高齢支援課	042-338-6923 (代表)
東京都国保連合会	苦情相談窓口	03-6238-0177 (直通)

(3) 苦情があった場合の対応方針

苦情内容の事実確認を行うとともに、速やかにその対応を行う。
尚、苦情内容については、関係者会議等での報告を行い再発防止に努める。

(4) 迅速かつ円滑に処理を行う為の処理体制及び手順

- ① 担当者は、利用者の状況を詳細に把握するために必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りを行う。
- ② 担当者は、把握した状況について検討を行い、以下の対応を決定する。
*必要であると判断した場合には、事業所内で検討会議を行う。
*対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者への対応方法を含めた結果報告を行い、その記録を台帳に保管する。

10、当法人の概要

名 称：社会医療法人社団健生会

理 事 長：草島 健二

法人事務局：東京都立川市錦町一丁目 16 番 15 号（代表電話：042-523-2375）

設 立 理 念：『本社は、病院、診療所、訪問看護ステーション、地域包括支援センターを経営し、広く国民に対し科学的でかつ適正な医療、看護、介護の普及に努めることを目的（法人定款 第2章 第3条）』に設立され、「安心して住みつづけられる街づくり」を目指し、医療・保健・介護の総合的医療・看護活動を行っています。

院所・事業所：法人全体で27の事業所をもって医療活動を行っています。

※ 立川相互病院は、24 時間緊急時対応と必要時入院ができます。

※ 健生会ふれあい相互病院をはじめ医科診療所 12 カ所で在宅診療を行っています。

※ 相互歯科、けんせい歯科から在宅歯科診療を行っています。

※ 8 カ所の訪問看護ステーションから訪問看護を行っています。

※ 居宅介護支援事業を4カ所で行っております。

以上

以上の「重要事項説明書」の内容を証するため本書を2通作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

年 月 日

私は、本書面により事業者から訪問看護についての重要な事項の説明を受け、その内容を確認し、同意しました。

利用者 住 所.....

氏 名.....(印)

(ご家族) 住 所.....

(代理人)

(その他) 氏 名.....(印)

訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 東京都八王子市東町2番3号 3階

名 称 健生会きょうりつ訪問看護ステーション
所長 井上 友美 (印)

説明者氏名.....(印)